羽 村 市 都 市 計 画 図

令和６年４月印刷

都市計画施設一覧表

都市計画道路

番号	道路名称	起点	終点	幅員(m)	総延長(Km)	行政区域内延長(Km)	計画決定年月日及び告示番号
1・5・1	首都圏中央連絡道路	羽村市 羽 西	羽村市 小 作 台	11~19	180	180	平成 5年 3月 5日 東京都告示第 358号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 271号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 272号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 273号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 274号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 275号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 276号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 277号 平成 8年 3月 8日 東京都告示第 278号
3・3・20	武蔵野工業線	福生市 熊川字寺浜	青梅市 新 町	25	5.890	3.012	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 327号 〃
3・3・33	小作街道線	羽村市 羽 西	羽村市 栄 町	12~24	1.310	1.310	〃
3・4・5	新奥多摩街道線	福生市 大字熊川字東	〃 小 作 台	16	6.140	3.710	昭和 5年 9月 1日 東京都告示第 709号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 327号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 328号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 329号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 330号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 331号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 332号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 333号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 334号
3・4・10	東京環状線	〃 〃	瑞穂町 二本木字向長田	21~23.5	8.610	430	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 335号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 336号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 337号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 338号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 339号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 340号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 341号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 342号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 343号
3・4・11	強通り線	〃 加 美 平	羽村市 神 明 台	16	1.040	633	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 344号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 345号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 346号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 347号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 348号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 349号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 350号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 351号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 352号
3・4・12	羽村根線	羽村市 川崎字下河原	瑞穂町 箱根ヶ崎字坂西	18~40	4.380	3.017	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 353号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 354号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 355号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 356号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 357号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 358号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 359号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 360号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 361号
3・4・13	上水通り線	〃 羽 東	羽村市 羽 東	16~20	590	590	〃
3・4・14	羽村駅東口線	〃 五 ノ 神	〃 小 作 台	18~20	750	750	〃
3・4・15	羽松原街道線	〃 羽 東	瑞穂町 箱根ヶ崎西松原	16~27	2.780	2.325	〃
3・4・16	工業１号線	〃 羽 加 美	羽村市 栄 町	16~22	1.940	1.940	〃
3・4・19	工業２号線	〃 栄 町	青梅市 新 町	16	520	520	〃
3・4・20	武蔵野工業線	〃 小 作 台	羽村市 小 作 台	16	50	50	〃
3・4・28	江戸街道線	福生市 武蔵野台	〃 緑 ヶ 丘	16	4.000	3.379	〃
3・4・31	福羽街道線	〃 志 茂	〃 小 作 台	16	5.770	3.955	〃
3・4・34	小作駅東口線	羽村市 小 作 台	青梅市 新 町 緑 木 外	20	180	180	〃
3・4・35	小作駅西口線	〃 〃	羽村市 小 作 台	16	170	170	〃
7・5・1	川崎羽東線	〃 川 崎	〃 羽 東	15	550	550	平成 31年 3月 20日 東京都告示第 396号

都市計画緑地

名称	位置	面積(約ha)	計画決定年月日及び告示番号
第２号 多摩川緑地	羽村市川崎二丁目、四丁目、五川一丁目、二丁目、羽西二丁目、三丁目、川崎字天神原、羽加美川附地内	93.84	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 363号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 364号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 365号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 366号
第３号 稲荷緑地	羽村市羽東二丁目、三丁目及び川崎四丁目地内	2.50	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 367号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 368号
第４号 加美緑地	羽村市羽加美、羽西地内	4.25	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 369号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 370号
第５号 あさひ緑地	羽村市神明台二丁目、富士見平一丁目、二丁目地内	0.58	昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 371号 昭和 8年 4月 1日 東京都告示第 372号
第６号 栄緑地	羽村市栄町三丁目地内	0.56	昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 373号 昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 374号
第９号 水木緑地	羽村市神明台二丁目地内	1.80	昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 375号 昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 376号
第10号 羽加美緑地	羽村市羽加美二丁目地内	0.42	昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 377号 昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 378号 昭和 8年 9月 5日 東京都告示第 379号

都市計画公園

同番号	種別	名称 番号	名称 公園名	位置	面積(約ha)	計画決定年月日及び告示番号
1	近隣公園	第3・4・3号	羽 村	羽村市羽字武蔵野地内	4.20	昭和 46年 6月 1日 建設省告示第 2357号
2	〃	3・3・7	武蔵野	〃 栄町二丁目地内	2.30	昭和 46年 6月 1日 建設省告示第 117号
3	〃	3・3・8	あさひ	〃 神明台三丁目地内	1.50	
4	運動公園	6・4・1	富士見	〃 緑ヶ丘四丁目地内	4.73	昭和 40年 4月 12日 建設省告示第 1270号
5	街区公園	2・2・4	天王台	〃 羽中三丁目地内	0.19	昭和 46年 10月 5日 建設省告示第 2357号
6	〃	2・2・5	介山記念館	〃 羽東一丁目地内	0.53	昭和 46年 6月 1日 建設省告示第 2357号
7	〃	2・2・6	川崎神明	〃 神明台一丁目地内	0.12	昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号 昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号
8	〃	2・2・7	梅 羽	〃 〃	0.26	昭和 46年 10月 1日 建設省告示第 2357号
9	〃	2・2・23	やまぶき	〃 富士見平二丁目地内	0.28	昭和 50年 3月 22日 羽村都告示第 12号
10	〃	2・2・24	かめのこ	〃 緑ヶ丘二丁目地内	0.24	〃
11	〃	2・2・25	べりかん	〃 緑ヶ丘五丁目地内	0.39	〃
12	〃	2・2・26	どんぐり山	〃 緑ヶ丘一丁目地内	0.30	〃
13	〃	2・2・27	こんぶら山	〃 五ノ神二丁目地内	0.24	〃
14	〃	2・2・28	松 原	〃 神明台三丁目地内	0.21	〃
15	〃	2・2・29	けやき	〃 小作台二丁目地内	0.21	〃
16	〃	2・2・30	くすのき	〃 小作台三丁目地内	0.22	〃
17	〃	2・2・31	しらかば	〃 小作台四丁目地内	0.18	〃
18	〃	2・2・32	さくら	〃 小作台五丁目地内	0.12	〃
19	〃	2・2・33	あかしあ	〃 〃	0.21	〃
20	〃	2・2・50	もみじ	〃 小作台一丁目地内	0.05	昭和 58年 11月 27日 羽村都告示第 97号
21	〃	2・2・76	川 崎	〃 川崎二丁目地内	0.42	平成 1年 10月 25日 羽村都告示第 107号
22	〃	2・2・80	泉緑街区	〃 羽中二丁目地内	0.35	平成 10年 1月 5日 羽村都告示第 1号 平成 10年 2月 2日 羽村都告示第 2号
23	〃	2・2・86	小 作	〃 羽西三丁目地内	0.05	平成 12年 1月 4日 羽村都告示第 1号
24	〃	2・2・87	宮の下水田	〃 羽中四丁目地内	0.18	平成 14年 11月 30日 羽村都告示第 134号
25	〃	2・2・88	田ノ上第二コミュニティ	〃 羽中二丁目地内	0.09	平成 18年 12月 21日 羽村都告示第 174号

その他の都市計画施設

同番号	名称	位置	面積(約ha)	計画決定年月日及び告示番号
①第１号	羽村市富士見霊園	羽村市羽字武蔵野及び富士見平三丁目各地内	1.70	昭和 46年 6月 1日 建設省告示第 2357号 平成 11年 3月 19日 東京都告示第 213号
②第１号	羽村市リサイクルセンター	羽村市羽字武蔵野地内	0.74	平成 11年 3月 19日 東京都告示第 214号 平成 11年 3月 19日 東京都告示第 215号
③第２号	西多摩衛生組合ごみ焼却場	羽村市羽字武蔵野及び川崎字武蔵野各地内	3.80	平成 11年 3月 19日 東京都告示第 216号 平成 11年 3月 19日 東京都告示第 217号

用途地域による建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所など、共同住宅の店舗部分、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり。
店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	①	○	○	○	④	①用途風俗店類、保育室、授産所、産後ケセンターと集会所は除く。②①プラスして、物品販売店舗、飲食店、理髪や店類、銀行の支店、郵便局等の業務を行サービス業用店舗のみ、③建築物の1階のみ。④①②③プラスして、物品販売店舗及び飲食店を除く。■面積規制、階数、ホステス等の制限あり。2階以下
店舗等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの | | | ② | ③ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ④ | |
店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの | | | | ③ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ④ | |
店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの | | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ④ | |
店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ④ | |
事務所等の床面積が 150㎡以下のもの | | | | | ▲ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
事務所等の床面積が 150㎡を超え、 500㎡以下のもの | | | | | ▲ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
ホテル、旅館 | | | | | | ▲ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ▲ 3,000㎡以下 | |
カラオケボックス等 | | | | | | ▲ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ▲ 3,000㎡以下 | |
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券売場等 | | | | | | ▲ | ▲ | | | ○ | ○ | ○ | ▲ 10,000㎡以下 | |
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等 | | | | | | | ▲ | | | ○ | ○ | ○ | ▲ 10,000㎡以下 | |
キャバレー、風俗営業等 | | | | | | | | | | | | ○ | ▲ | ▲ 風営法営業等を除く |
幼稚園、小学校、中学校、高等学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
大学、高等専門学校、専修学校等 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
図書館等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
神社、寺院、教会等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
病院 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
公衆浴場、診療所、保育所等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
老人福祉センター、児童厚生施設等 | ▲ | ▲ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ▲ | ○ | ○ | ○ | ○ | ▲ 600㎡以下 | |
自動車教習所 | | | | | | ▲ | ▲ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ▲ 3,000㎡以下 | |
単独車庫（附属車庫を除く） | | | | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ▲ 300㎡以下 2階以下 | |
運転免許取消処分者等（①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欽二に記載の制限 | ① | ① | ② | ② | ③ | ③ | ○ | ① | ① | ○ | ○ | ○ | ① 600㎡以下 2階以下
② 1,500㎡以下 2階以下
③ 2階以下 | 第一団地の敷地内については別に制限あり。 |
倉庫業倉庫 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
倉庫 | 自家用倉庫 | | | | ① | ② | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ① 2階以下かつ1,500㎡以下
② 3,000㎡以下
■ 農業物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。 |
畜舎（15㎡を超えるもの） | | | | | | ▲ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ▲ 3,000㎡以下 | |
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子屋、食堂、調理師、調理業及び食品製造業の店舗のみの場合 | ▲ | ▲ | ▲ | ○ | ○ | ○ | ▲ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原動機の制限あり。2階以下 | |
危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの | | | | | 1 | 1 | 1 | ■ | 2 | 2 | ○ | ○ | 原動機や業務の制限あり。 | |
危険性や環境を悪化させるおそれがあまり少ないもの | | | | | | | | | 2 | 2 | ○ | ○ | ○ | 作業場の床面積 2,000㎡以下 ① 150㎡以下 |
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 作業場の床面積 ① 150㎡以下 |
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
自動車修理工場 | | | | | 1 | 1 | 2 | | 3 | 3 | ○ | ○ | ○ | 原動機の制限あり。作業場の床面積 1,500㎡以下、3,000㎡以下 |
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量 | 量が非常に少ない施設 | | | | 1 | 2 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ① 1,500㎡以下 2階以下 |
量がやや多い施設 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ② 3,000㎡以下 |
量が多い施設 | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |

注1）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。
注2）卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

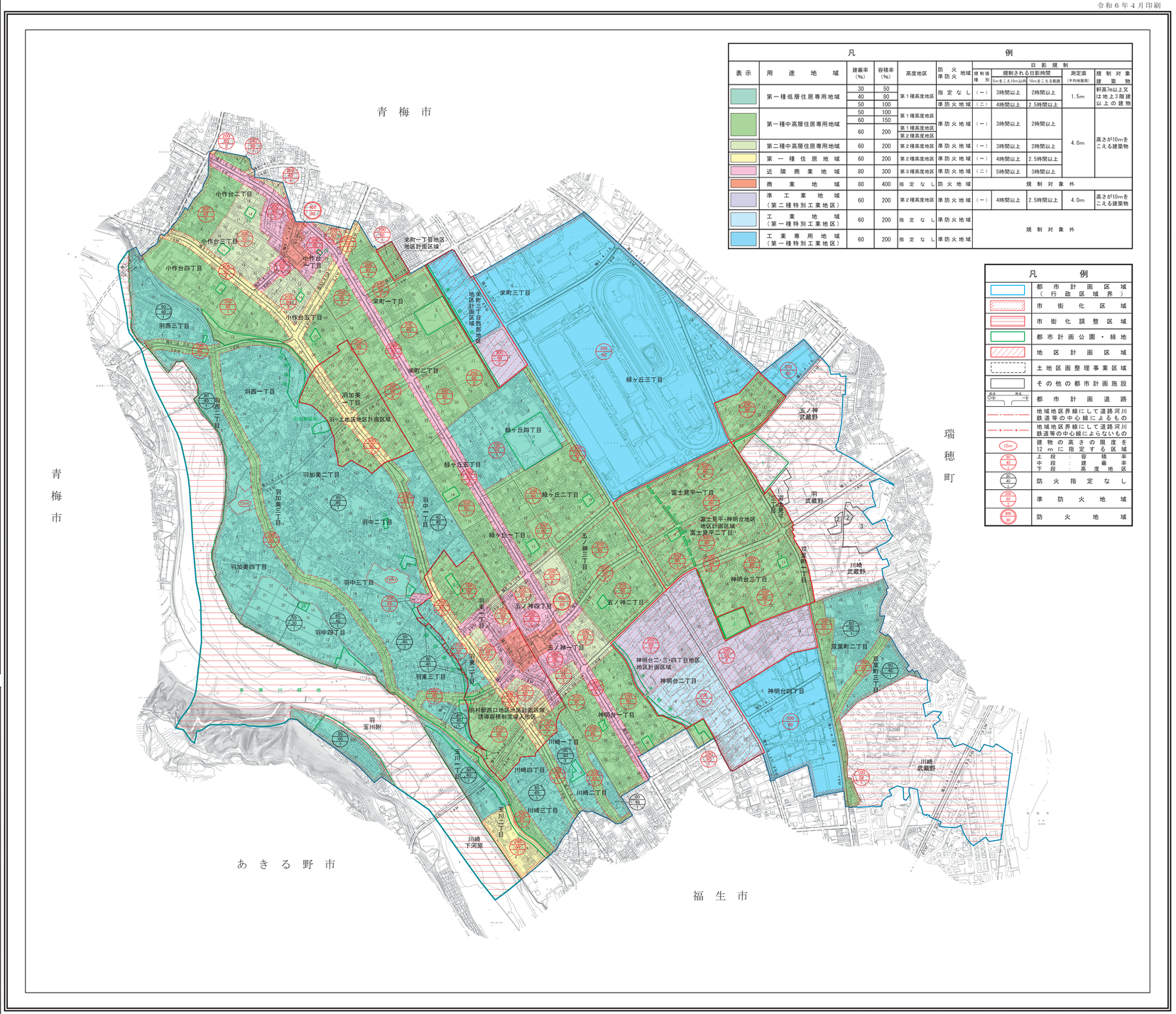

調製　株式会社ウエスコ

1:10,000
0　500　1,000 m

凡例

表示	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	高度地区	防火地域	日影規制 規制種別	日影規制 規制される日影時間 5mをこえる10m以内	日影規制 規制される日影時間 10mをこえる範囲	測定面(平均地盤面)	規制対象建築物
	第一種低層住居専用地域	30	50	第１種高度地区	指定なし	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒高7mまたは又は地上3階建以上の建物
		40	80							
		50	100		準防火地域	(二)	4時間以上	2.5時間以上		
	第一種中高層住居専用地域	50	100	第１種高度地区	準防火地域	(一)	3時間以上	2時間以上	4.0m	高さが10mをこえる建築物
		60	150							
		60	200	第１種高度地区						
				第２種高度地区						
	第二種中高層住居専用地域	60	200	第２種高度地区	準防火地域	(一)	3時間以上	2時間以上		
	第一種住居地域	60	200	第２種高度地区	準防火地域	(一)	4時間以上	2.5時間以上		
	近隣商業地域	80	300	第３種高度地区	準防火地域	(二)	5時間以上	3時間以上		
	商業地域	80	400	指定なし	防火地域	規制対象外				
	準工業地域（第二種特別工業地区）	60	200	第２種高度地区	準防火地域	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m	高さが10mをこえる建築物
	工業地域（第一種特別工業地区）	60	200	指定なし	準防火地域	規制対象外				
	工業専用地域（第一種特別工業地区）	60	200	指定なし	準防火地域					

凡例

	都市計画区域（行政区域界）
	市街化区域
	市街化調整区域
	都市計画公園・緑地
	地区計画区域
	土地区画整理事業区域
	その他の都市計画施設
起点 終点	都市計画道路
	地域地区界線にて道路河川鉄道等の中心線によるもの
	地域地区界線にて道路河川鉄道等の中心線によらないもの
12m	建物の高さの限度を12ｍに指定する区域
80 40	上段：容積率 中段：建蔽率 下段：高度地区
40 40	防火指定なし
60 60	準防火地域
200 80	防火地域

東京都
羽村市

記号

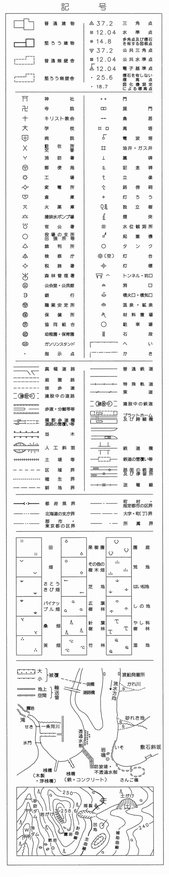

羽村市

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。（承認番号）3都市基交者第110号、令和3年9月1日」
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）3都市基街都第167号、令和3年8月26日」